

2023年11月30日

各位

会社名 ジェイリース株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 土
(コード番号：7187 東証プライム市場)

養育費保証サービス拡充に関するお知らせ

当社は、本年6月に開始いたしました養育費保証サービス「J-みらい」を12月1日より拡充することをお知らせいたします。

ジェイリースの養育費保証



〈サービス拡充の概要〉

厚生労働省の「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」によると、養育費の取り決めをしている母子世帯は約46.7%に留まり、養育費を受取ったことがない母子世帯は約56.9%に上っています。母子世帯では、育児と仕事の両立が難しく母親自身の年間就労収入は平均236万円と経済的に厳しい状況にあり、近年深刻な社会問題となっています。

このような状況を背景に、「信用を保証して安心を生み出し、誰もが自分の人生をまっとうできる社会をつくる。」をビジョンに掲げる当社は、家賃債務保証・医療費保証の事業運営により培った保証ノウハウを活用し、今後の更なる事業拡大および収益機会の多様化を図るとともに、養育費の未払いによる母子家庭の経済的困難や少子化問題等の社会的課題の解決に取り組むべく、本年6月に養育費保証事業を開始いたしました。

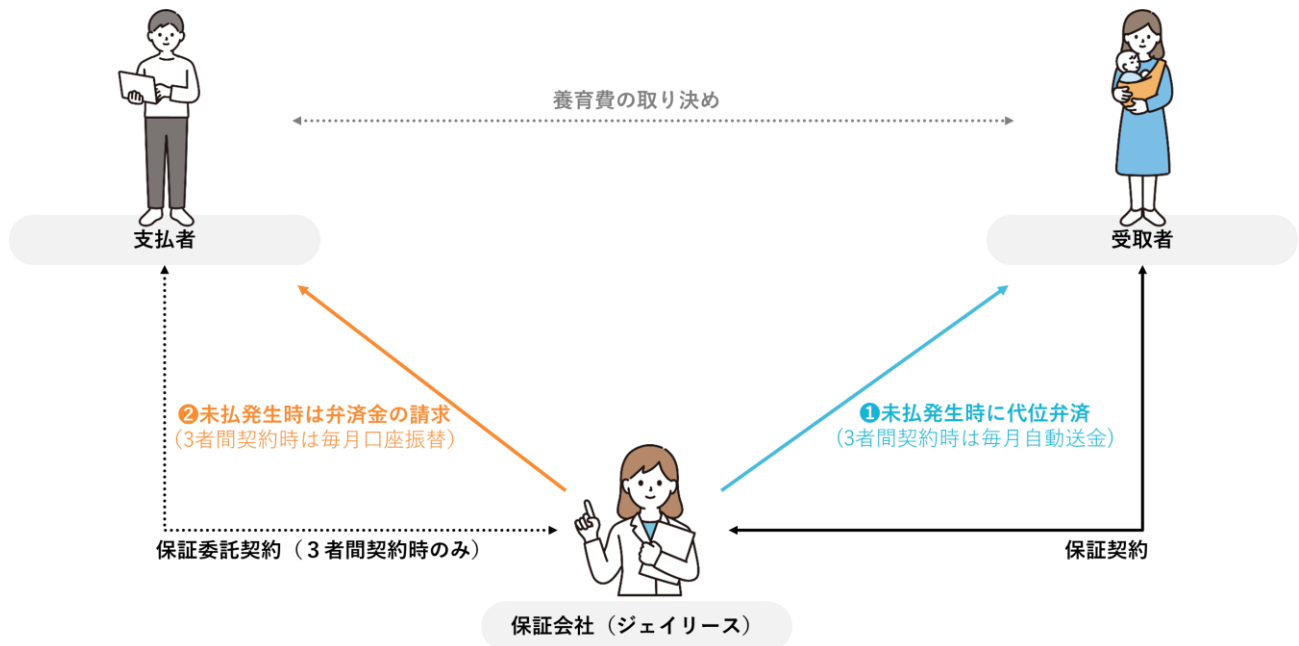
事業開始当初は、「養育費支払者、養育費受取者、当社（保証会社）」の3者間契約に限定した保証サービスを展開してまいりましたが、より多くのひとり親世帯へ保証サービスを提供するために、2者間「養育費受取者、当社（保証会社）」での契約を可能とするとともに、保証受付の条件としていた債務名義^(※)を有する公正証書等の書類を必要としない保証プランを新たに開発いたしました。



※債務名義を有する書類：「公正証書」または「調停等裁判手続きによる養育費の取り決め書類」



〈 契約イメージ 〉



養育費保証サービス「J-みらい」サイト：<https://www.j-lease.jp/lp/j-mirai>

ジェイリースはこれからも各種関連企業・団体との連携等による養育費保証事業の拡大を目指してまいります。

〈 本件に関するお問い合わせ先 〉

ジェイリース株式会社 業務企画部

TEL : 03-6731-4108 E-mail : eigyosuishin@j-lease.jp